

大阪市特別職報酬等審議会

会 議 資 料

日時：平成20年11月20日（木）13時30分～

場所：大阪市役所内 市会第6委員会室

目 次

1 特別職の報酬の額等について

[資 料 1]	平成 18 年度 答申(写).....	1
[資 料 2]	本市における給料の減額措置.....	3
[資 料 3]	本市特別職の報酬額等の改定変遷	4
[資 料 4]	他都市、国の特別職の報酬額等比較	5
[資 料 5]	大阪市一般職の職員の給与改定状況	8
[資 料 6]	消費者物価指数の推移	14
[資 料 7]	大阪市の財政状況等	15
[資 料 8]	市会活動状況等	17

2 大阪市会政務調査費の額について

大阪市会政務調査費について

3 参考資料

- [参考資料 1] 執行機関の附属機関に関する条例(抄)
- [参考資料 2] 大阪市特別職報酬等審議会規則
- [参考資料 3] 会議の公開要領

平成18年12月13日

大 阪 市 長

關 淳 一 様

大阪市特別職報酬等審議会

会長職務代理者 村上 武則

大阪市会議員の報酬並びに市長、助役及び収入役の給料の額について（答申）

平成18年11月22日、本審議会に対し諮問のあった標記について、別紙のとおり答申
します。

答 申

平成18年11月22日に、市長から、「大阪市会議員の報酬並びに市長、助役及び収入役の給料の額について」の諮問を受けました。

大阪市における特別職の職務は、政令指定都市特有の広汎な活動分野に加え、都市機能の複雑化、高度化に対応するため専門的なものとなっており、その職責は非常に重いものがあります。

したがって、その報酬等については、その職責を十分遂行し得るよう考慮することは当然のこととして、一般職員の給与改定及び他の政令指定都市等の特別職の報酬等の状況、社会経済情勢等に加え、昨年来の大阪市を取り巻く非常に厳しい状況下での大阪市政に対する市民の関心の高まり等を十分に踏まえたうえで考慮するべきであるという基本認識のもと、慎重に検討を行いました。

そのうえで、本年については、人事委員会から一般職の給与においてマイナス勧告がなされているものの、昨年度は、平成8年以来10年間の一般職の給与の改定状況を踏まえたうえで報酬等の減額改定を行っていること、今年度においては他都市において改定の動きが少ないこと。さらに消費者物価指数が横ばいにあることなど、社会経済情勢を総合的に勘案すると、今年度のみの一般職の給与改定状況だけで報酬等を改定することは適当ではなく、改定を見送ることが妥当であるとの結論に達しました。

なお、地方分権の一層の推進を踏まえると、従来のような他都市との均衡のみを重視した観点で報酬額を論じるのではなく、責任自治体として職務を円滑に執行するために、市民が納得する報酬額等のあり方を、独自性という観点も持ちながら検討していくことが今後不可欠であるとの意見がありました。

また、平成19年4月1日から、地方自治法の改正により現在の「助役」制度に替わって設けられる「副市長」制度において、市長の権限の一部を委任することが可能となるということ、特別職としての「収入役」が廃止され一般職の「会計管理者」に替わることを踏まえたうえで、報酬の考え方について整理が必要となるという意見がありました。

市側からは、審議会でのこれらの意見や、特別職の退職金制度を審議会の審議項目として新年度より追加することを踏まえたうえで、特別職の報酬等のあり方について来年度の審議会に向けて、総合的に調査、研究を進めていく旨述べられ、審議会として了解されました。

本市における給料の減額措置

<給 料>

対 象	率	期 間
市長・副市長・収入役・常勤監査委員	10%	平成 20 年 2 月～平成 23 年 12 月 (平成 20 年 2 月は、20%減額)

※収入役は平成 20 年 3 月まで

特別職の報酬額等の改定変遷

改定日	前回からの経過期間	改 定 内 容	改定額(改定率)	給与改定率累積
S52. 12. 1	2年0月	市長 950,000 円 助役 62~75 万円 議長 780,000 円 副議長 680,000 円 議員 610,000 円	10 万円 (11.8%) 8 万円 (14.8~11.9%) 8 万円 (11.4%) 8 万円 (13.3%) 8 万円 (15.1%)	16.99%
S54. 12. 1	2年0月	市長 1,030,000 円 助役 68~81.5 万円 議長 860,000 円 副議長 750,000 円 議員 675,000 円	8 万円 (8.4%) 6 万~6.5 万 (9.6~8.6%) 8 万円 (10.2%) 7 万円 (10.2%) 6.5 万円 (10.6%)	10.61%
S57. 1. 1	2年1月	市長 1,100,000 円 助役 870,000 円 議長 930,000 円 副議長 810,000 円 議員 730,000 円	7 万円 (6.8%) 5.5 万円 (6.7%) 7 万円 (8.1%) 6 万円 (8.0%) 5.5 万円 (8.1%)	8.30%
S60. 12. 1	3年11月	市長 1,150,000 円 助役 920,000 円 議長 980,000 円 副議長 860,000 円 議員 780,000 円	5 万円 (4.5%) 5 万円 (5.7%) 5 万円 (5.4%) 5 万円 (6.2%) 5 万円 (6.8%)	10.84%
S63. 12. 1	3年0月	市長 1,270,000 円 助役 1,000,000 円 議長 1,050,000 円 副議長 930,000 円 議員 850,000 円	12 万円 (10.43%) 8 万円 (8.70%) 7 万円 (7.14%) 7 万円 (8.14%) 7 万円 (8.97%)	8.99%
H4. 4. 1	3年4月	市長 1,450,000 円 助役 1,140,000 円 収入役 930,000 円 議長 1,200,000 円 副議長 1,060,000 円 議員 970,000 円	18 万円 (14.2%) 14 万円 (14.0%) 15 万円 (14.3%) 13 万円 (14.0%) 12 万円 (14.1%)	13.11%
H8. 9. 1	4年5月	市長 1,550,000 円 助役 1,230,000 円 収入役 1,000,000 円 議長 1,300,000 円 副議長 1,150,000 円 議員 1,050,000 円	10 万円 (6.90%) 9 万円 (7.89%) 7 万円 (7.53%) 10 万円 (8.33%) 9 万円 (8.49%) 8 万円 (8.25%)	7.12%
H18. 1. 1	9年4月	市長 1,500,000 円 助役 1,190,000 円 収入役 970,000 円 議長 1,260,000 円 副議長 1,120,000 円 議員 1,020,000 円	△5 万円 (△3.23%) △4 万円 (△3.25%) △3 万円 (△3.00%) △4 万円 (△3.08%) △3 万円 (△2.61%) △3 万円 (△2.86%)	△2.79%

他都市、国の特別職の報酬額等比較

<報酬額等他都市状況（平成20年10月1日現在）>

（単位：円）

	適用日	市長 (知事)	副市長 (副知事)	議長	副議長	議員
大阪市	18.1.1	1,500,000 1,350,000	1,190,000 1,070,000	1,260,000	1,120,000	1,020,000
札幌市	4.12.1	1,280,000	1,030,000	1,040,000	950,000	860,000
仙台市	18.4.1	1,310,000 1,218,300	1,020,000 969,000	1,020,000 970,000	910,000 870,000	840,000 824,000
新潟市	18.4.1	1,163,000	939,000	778,000	700,000	653,000
さいたま市	20.1.1	1,243,000 1,168,420	977,000 957,400	977,000	873,000	807,000
千葉市	18.7.1	1,190,000 1,071,000	960,000 912,000	930,000	840,000	770,000
東京都	20.4.1	1,551,000 1,395,900	1,265,000	1,292,000	1,165,000	1,037,000
川崎市	19.4.1	1,250,000	990,000	1,030,000	920,000	830,000
横浜市	20.4.1	1,453,000	1,168,000	1,200,000	1,080,000	970,000
静岡市	19.4.1	1,250,000	940,000	824,000	735,000	663,000
浜松市	19.4.1	1,277,000	928,000	803,000	717,000	648,000
名古屋市	19.4.1	1,467,000 1,320,300	1,161,000 1,044,900	1,225,000	1,078,000	990,000
京都市	8.7.1	1,390,000 1,181,500	1,100,000 990,000	1,120,000	1,030,000	960,000
堺市	9.4.1	1,190,000	990,000	950,000	850,000	780,000
神戸市	4.5.1	1,410,000 1,128,000	1,110,000 943,500	1,140,000	1,040,000	930,000
広島市	8.1.1	1,310,000	1,050,000	1,060,000	930,000	860,000
北九州市	6.4.1	1,340,000	1,060,000	1,090,000	980,000	880,000
福岡市	6.4.1	1,350,000 1,215,000	1,080,000 1,026,000	1,060,000	970,000	880,000
大阪府	4.4.1	1,450,000 1,015,000	1,140,000 912,000	1,170,000 994,500	1,030,000 875,500	930,000 790,500

上段：制度値

下段：減額後

※横浜市は経過措置あり(20年度は市長：1,466,500円、副市長：1,179,000円)

<特別職の歳費の状況>

国	18.4.1	総理大臣	国務大臣	大臣政務官	国会議長	国会副議長	国会議員
		2,071,000	1,512,000	1,235,000	2,182,000	1,593,000	1,301,000

給 与 勧 告 の 骨 子

○ 本年の給与勧告のポイント～月例給、ボーナスともに本年は水準改定なし

- ① 民間給与との較差（0.04%）が極めて小さいことから、月例給の水準改定は行わないが、医師の給与については特別に改善
- ② 期末・勤勉手当（ボーナス）も民間の支給割合とおおむね均衡し、改定なし
- ③ 給与構造改革の着実な実施一本府省業務調整手当を新設

I 給与勧告の基本的考え方

〈給与勧告の意義と役割〉 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、職員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤

〈民間準拠の考え方〉 国家公務員の給与は、市場原理による決定が困難であることから、労使交渉等によって経済・雇用情勢等を反映して決定される民間の給与に準拠して定めることが最も合理的

II 民間給与との較差に基づく給与改定

1 民間給与との比較

約11,000民間事業所の約44万人の個人別給与を实地調査（完了率89.0%）

※ 調査対象事業所数を約900事業所増加させ、企業規模100人未満の事業所もより綿密に調査

〈月例給〉 公務と民間の4月分給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、年齢、学歴、勤務地域の同じ者同士を比較

○民間給与との較差 136円 0.04% [行政職(一)…現行給与 387,506円 平均年齢 41.1歳]

※ 俸給表については較差が極めて小さく適切な改定には十分でないこと、諸手当についても改定する特段の必要性は認められないこと等を勘案して、本年は月例給の水準改定を行わない

○医師の給与の特別改善（平成21年4月1日実施）

国の医療施設における勤務医の確保が重要な課題となる中で、国の医師の給与は、民間病院や独立行政法人国立病院機構に勤務する医師の給与を大きく下回っており、若手・中堅医師の人材確保のため初任給調整手当を改定（年間給与を独立行政法人国立病院機構並みに平均で約11%引上げ）

〈ボーナス〉 昨年8月から本年7月までの1年間の民間の支給実績（支給割合）と公務の年間支給月数を比較

○民間の支給割合 公務の支給月数（4.50月）とおおむね均衡

2 その他の課題

(1) 住居手当 自宅に係る住居手当は来年の勧告に向けて廃止を検討

借家・借間に係る住居手当は高額家賃負担職員の実情を踏まえ、引き続き検討

(2) 単身赴任手当 経済的負担の実情、民間の同種手当の支給状況を考慮して改善を検討

(3) 非常勤職員の給与 各庁の長が給与を決定する際に考慮すべき事項を示す指針を策定

非常勤職員の問題は、今後は政府全体としてその在り方をどのようにしていくのか幅広く検討を進めていく必要

Ⅲ 給与構造改革

- ・ 俸給制度、諸手当制度全般にわたる改革を進めてきており、地域間給与配分の見直しや年功的な給与上昇の抑制などを着実に実施
- ・ 給与構造改革期間終了後は、地域間の配分の在り方の検討、給与における能力・実績主義を一層推進する観点から必要に応じた見直しの検討、これらに加え、60歳台前半における雇用問題の検討に併せて60歳前も含めた給与水準及び給与体系の在り方についても検討することとし、これらの諸課題に対応すべく総合的な検討を行っていく必要があり、その準備を進める

1 平成21年度において実施する事項

(1) 本府省業務調整手当の新設

国家行政施策の企画・立案、諸外国との折衝、関係府省との調整、国会対応等の本府省の業務の特殊性・困難性を踏まえ、近年、各府省において本府省に必要な人材の確保が困難になっている事情を併せ考慮し、現行の本府省の課長補佐に対する俸給の特別調整額を廃止した上で、本府省の課長補佐、係長及び係員を対象とした本府省業務調整手当を新設（平成21年4月1日実施）

- ・ 行政職俸給表(一)適用職員の手当額

課長補佐…現行の俸給の特別調整額の額に、当該額に100分の18（平成21年度は100分の17）

を乗じて得た額を加えた額に相当する定額

係長以下…各職務の級の人員分布の中位に当たる号俸の俸給月額に、係長にあつては100分

の4（平成21年度は100分の2）、係員にあつては100分の2（平成21年度は100分

の1）を乗じて得た額に相当する定額

(2) 地域手当の支給割合の改定

地域手当は、平成22年度までの間に段階的に改定することとしており、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間の暫定的な支給割合を設定

2 勤務実績の給与への反映の推進

新たな人事評価制度の導入に伴い、以下のとおり措置

- ・ 直近の評価結果等を昇給や勤勉手当の勤務成績判定、期末特別手当に活用
- ・ 評価結果に基づく勤務成績が不良である者に対して降給・降格の仕組みを整備

人事評価の実施後、評価結果が確定したときには、直ちにこれを活用するものとするよう措置。本府省以外の職員に係る活用は、直ちに活用できる場合を除き、その1年後から開始

大阪市一般職の職員の給与改定状況

	実施時期	公民較差	給与改定率
平成18年度	H18. 12. 1	△1. 96%	△1. 96%
平成19年度	H19. 4. 1	0. 07%	0. 07%
平成20年度	H20. 12. 1	△0. 60%	△0. 60%

○公民較差欄は、給料等の減額措置がなかった場合の数値。

平成 20 年 給与報告・勧告の概要

平成 20 年 9 月 12 日
大阪市人事委員会

本年の報告・勧告のポイント

- ①月例給について、公民較差（▲0.60%）を解消するため引下げ
…給料表の昇給カーブのフラット化（年功的な給与上昇の抑制）を考慮した改定、
配偶者にかかる扶養手当の引下げ
- ②特別給（ボーナス）については、民間の支給割合とおおむね均衡し、改定なし
- ③市民満足度の高い行政サービスを提供する組織へ進化するために必要な取組み
について言及…職員の意識改革の徹底など

I 給与勧告について (基本的な考え方)

人事委員会による地方公務員の給与勧告は、公務員が労働基本権を制約されていることに対する代償措置の機能を有するものであり、公務員の給与水準について、各方面の理解を得る基礎である。

本委員会は、情勢適応の原則に基づき、職員給与水準を市内民間給与水準に均衡させることを基本に、地方公務員法の規定に基づき、報告及び勧告を行っている。

(職種別民間給与実態調査)

本年 5 月から 6 月にかけて、市内の企業規模 50 人以上、かつ、事業所規模 50 人以上の民間事業所のうち 386 事業所を対象に、人事院及び大阪府人事委員会と共同で、本年 4 月の給与月額等を職種別に実地調査（調査完了率 87.6%、調査実人員 19,196 人）

II 本年の給与改定について

1 職員給与と民間給与の比較

(1) 比較の方法

＜月例給＞ 職員と民間従業員の本年 4 月分支給額を調査し、責任の度合、学歴、年齢別に対応させ、ラスパイレス方式により比較

＜特別給＞ 民間従業員に対する直近 1 年間の支給実績を調査し、職員の支給月数と比較

(2) 比較の結果

＜月例給＞

民間給与	職員給与	較差
421,765 円	424,328 円	▲2,563 円 (▲0.60%)

(注) 職員給与は、本年 4 月の行政職給料表適用者の給与

▲はマイナス

(参考) 昨年の較差 315 円 (0.07%)

＜特別給＞

民間支給割合 (大阪市内)	4.49 月分	昨年 4.49 月分
---------------	---------	------------

(注) 勧告月数は、国・他都市と同様に、0.05 月単位で決定しており、小数第 2 位を 2 捨 3 入するので、民間支給割合が 4.49 月分の場合は 4.5 月となる。

(参考) 職員の支給月数の推移

14 年 4.65 月	15・16 年 4.4 月	17・18 年 4.45 月	19 年 4.5 月
-------------	---------------	----------------	------------

2 勧告の内容

職員給与を民間給与と均衡した水準とするには、次の諸点を踏まえて改定する必要がある。

(1) 給料表

本市給料表における昇給カーブのフラット化を図り、年功的な給与上昇を抑制し、職務給の原則のさらなる徹底を図る観点から、給料表を以下の点に留意して改定すること。

(行政職給料表)

行政職給料表の引下げ改定にあたり、1級及び2級については、初号付近の若年層に適用される号給については改定を行わず、号給の上昇に伴って最大で平均改定率まで改定率を大きくする必要がある。3級以上については、初号付近を平均改定率の7割程度から平均改定率程度の改定に止め、号給の上昇に伴って改定率を大きくしていき、各級の最高号給付近では平均改定率の1.5倍程度の引下げ改定を行う必要がある。

上位級との給料水準の重なりを少なくすることについても留意する必要がある。

(行政職給料表以外の給料表)

行政職給料表以外の給料表の改定にあたっては、医療職給料表(1)を除き、行政職給料表との均衡を基本として、改定を行う必要がある。

(2) 諸手当

ア 扶養手当

配偶者の扶養手当について、民間の支給状況を上回ることから、引き下げること。

イ 初任給調整手当

医師の初任給調整手当について、国及び他都市の動向を勘案し、改定すること。

(3) 実施時期等

(1)及び(2)アは、改定条例の公布日の属する月の翌月から実施すること。なお、平成20年4月からの年間公民給与を均衡させるため、医療職給料表(1)適用の職員を除き、平成20年12月期の期末手当において、所要の調整措置を講じること。

(2)イは、平成21年4月から実施すること。

3 勧告に基づく職員給与の試算

<平均給与など>

行政職	現行額	勧告実施後試算額	増減
平均給与額	424,328 円	421,765 円	▲2,563 円
平均年収額	6,952,934 円	6,910,937 円	▲41,997 円

(参考) 行政職 13,484 人、平均年齢 41.7 歳

<影響額(上記のとおり勧告が実施された場合の試算額)>

行政職 約▲5.7 億円

(参考)

企業職員を除く職員(30,607 人)について同様に実施された場合 約▲12 億円

企業職員を含む全職員(39,727 人)について同様に実施された場合 約▲16 億円

Ⅲ 意見（市民満足度の高い行政サービスを提供する組織へ進化するために）

本市においては、危機的とも言えるべき財政状況や職員による不祥事等が生じており、こうした状況の根底には、慣行・先例にとらわれ、時代に即した見直しが適切にできなかった大阪市役所の組織風土や、職員の使命感・倫理観の欠如、人事給与制度の硬直化があったと考えられる。

大阪市役所が、市民の信頼を早急に回復し、社会情勢や市民ニーズにより適した、市民満足度の高い行政サービスを提供する組織へと進化するため、職員の意識改革を徹底するとともに、優れた職員を育成し、民間の考え方も取り入れながら、行政課題に取り組み、さらに、頑張った職員が報われるよう、年功的で硬直化した人事給与制度を、機動的でバランスの取れたものへと改革していくことが不可欠である。そのため、職員の能力・実績をより適正に評価して弾力的に処遇できるよう、絶えず人事給与制度の見直しを行うことが必要である。

1 職員の意識改革の徹底

市民からの信頼回復に最も重要なことは全職員が市民全体に奉仕する使命感をもって全力で職務に取り組むよう、意識改革を徹底することである。職員一人ひとりが危機意識の欠如を改めて認識し、自律的に法令等を遵守するだけでなく、市民の期待に応えて公正・公平に職務を遂行しているか絶えず見つめ直す必要がある。

2 バランスのとれた給与制度に向けた取組み

(1) 給料表における昇給カーブのフラット化のさらなる推進

本年の公民較差の解消を基本に給料表の昇給カーブのフラット化について言及したが、次年以降も公民較差についても勘案しながら昇給カーブのフラット化を進めていく必要がある。各級の水準や幅、他の級との重なりなど給料表のあり方の研究を進めていく。

(2) 初任給の改善

ア 大学卒事務・技術職員の初任給の改善

民間大学卒事務員・技術者の初任給について、本市大学卒程度初任給との間に相当の差があり、暫定的な初任給基準の設定も含め、改善策を検討する必要がある。

イ 前歴加算制度の改善

民間企業等の職務経験を、より評価することなどによって、様々な経験を有する多様な人材を確保しやすい環境を整えることが重要である。

(3) 諸手当

勤務地及び生活の本拠を東京地域に移して勤務する職員の地域手当について、同地域に勤務する国家公務員と同率の地域手当の支給について検討する必要がある。

3 多様な人材が活躍できる組織づくり

(1) 多様な人材に開かれた大阪市役所の実現

ア 継続的かつ計画的な人材の確保

職員採用の凍結方針が修正され、今年度より大学卒程度の事務行政職の採用試験が再開されたが、今後とも、高い資質と使命感を有する優秀な人材を継続的かつ計画的に採用していくことが必要である。また、今後、大学進学率の上昇など人材供給構造の変化に適合させる方向で、社会情勢に応じた新たな採用方針の検討を進める必要がある。さらに、有為の民間経験者等を採用するための制度と処遇についても研究していくことが必要である。

イ 民間との人事交流の推進

民間企業等との人事交流の推進は有意義であり、民間派遣研修制度の一層の活用について検討する必要がある。

(2) 多様性を活かす人材育成の取組み

ア 職員の主体的なキャリア形成の支援

職員が自己啓発に主体的に取り組むことに加え、管理職員が職員の能力や適性に応じた助言・指導を行うなど、職員の主体的な取組みの積極的な支援が必要である。

イ 人事評価制度のさらなる改善

人事評価の要は対話であり、面談を通じて十分にコミュニケーションを図ることが重要である。評価結果の活用について、職員の理解が十分には得られていない状況もあり、研修を継続して実施する必要がある。また、より適切な評価を行うという観点から、人事考課制度の評価項目及びその着眼点を職場の必要性に応じて整備することや、複数の職域を有する大規模な所属については、調整者の配置等が適切であるか検証することも必要である。さらに、人事考課制度の評価結果を昇給に、目標管理制度の評価結果を勤勉手当にそれぞれ反映することも視野に入れ、評価方法や評価結果の給与への反映の仕組みを検討する必要がある。

(3) 女性職員の登用促進

職務経験や能力開発の機会の付与について、男女で偏りがないようにすることなどにより、引き続き女性職員の登用を促進することが必要である。

(4) 高齢期における職員の活用と働き方

高齢期における職員の活用と働き方について、国・他都市や民間の動向にも留意しつつ、検討していく必要がある。

4 働きやすい勤務環境の実現

(1) 仕事と生活の調和の実現に向けた取組み

ア 超過勤務の縮減

労働関係法令を遵守しつつ、「時間外勤務の縮減にかかる指針」に基づく取組みを着実に実施していくことが必要である。縮減にあたり、行政サービス等に影響しないよう、職員一人ひとりが仕事の進め方や働き方を点検し、特に管理職員が絶えず業務執行のあり方を見つめ直すなど効率的な業務運営に一層努める必要がある。

イ 両立支援の推進

育児休業等からの円滑な職場復帰のため、休業中等の職員に対する定期的な情報提供や職場復帰研修の実施について検討する必要がある。

ウ メンタルヘルス対策の推進

心の疾病の発症事例の分析を行い、効果的な取組みを実施する必要がある。風通しのよい職場環境が極めて重要であることを職員一人ひとりが十分認識し、周囲に気軽に相談できる雰囲気醸成などの勤務環境づくりに取り組む必要がある。

(2) 福利厚生の方針的な実施

市民の理解を得られるよう絶えず見直しを行いながら進めていくことは当然であるが、職員の健康増進や働きやすさにつながり、ひいては労働力の確保や士気の向上など公務への還元につながるような事業などについて、国及び他都市の動向にも留意しつつ、福利厚生を計画的に実施していくことが必要である。

本市においては、職員が一丸となって経費及び職員数の削減などの取組みを進めており、また、給与制度改革の実施のほか、国に先駆けて新たな人事評価制度を導入するなど、能力・実績に基づく人事管理の推進にも取り組んでいるが、任命権者においては、市民に対する情報発信をより積極的に行われることを望む。

職員においては、他都市に先駆けてインフラ整備を行うなど先進的な都市戦略を進めてきた大阪市の職員としての気概をもち、将来にわたって持続的に発展する大阪市を築くため、なお一層職務に精励され、使命感と誇りをもった大阪市職員として活躍されることを大いに期待する。

【参考】人事院勧告のポイント～月例給、ボーナスともに本年は水準改定なし～

- ①民間給与との較差（0.04％）が極めて小さく、医師を除き、月例給は改定なし
- ②期末・勤勉手当（ボーナス）も民間支給割合と概ね均衡し、改定なし
- ③医師の人材確保のため初任給調整手当を引上げ改定
- ④本府省業務調整手当の新設

消費者物価指数の推移

平成17年=100

	全 国	大 阪 市
平成18年	100.3	100.0
平成19年	100.3	100.0
平成20年	101.6	100.5

- (注) 1 各年の指数(総合)は、年平均値。
 2 平成20年は、平成20年1月から平成20年9月までの平均値。

大都市の予算規模比較

(単位：億円)

	20年度予算総額	対前年度 (%)	19年度予算総額	対前年度 (%)
大阪市	38,560	△ 4.6	40,424	△ 2.0
横浜市	33,195	△ 2.3	33,982	0.5
東京都	133,855	2.4	130,719	5.1
大阪府	41,568	△ 3.3	42,983	△ 0.4

平成19年度 大阪市普通会計決算見込額

(単位：億円・%)

	決算見込額		伸び率		決算見込額		伸び率
	19年度	18年度			19年度	18年度	
歳入総額	15,773	15,905	△ 0.8	歳出総額	15,733	15,876	△ 0.9
地方税	6,785	6,526	4.0	義務的経費	8,575	8,492	1.0
譲与税・交付金	774	1,079	△ 28.3	人件費	2,756	2,786	△ 1.1
う所得譲与税	0	158	皆減	除退職金	2,348	2,409	△ 2.5
う地方特例交付金	52	182	△ 71.3	扶助費	3,746	3,631	3.1
地方交付税	105	472	△ 77.8	う生活保護費	2,324	2,312	0.5
国庫支出金	2,574	2,527	1.9	う障害者自立支援給付費	300	235	27.8
地方債	1,410	1,422	△ 0.8	公債費	2,073	2,075	△ 0.1
一般債	680	903	△ 24.8	投資的経費	1,622	1,505	7.7
特別債	730	519	40.8	除土地開発公社経営健全化対策	1,397	1,379	1.3
う減収補てん債	200	0	皆増	その他経費	5,536	5,879	△ 5.8
う退職手当債	110	0	皆増	う貸付金	1,357	1,546	△ 12.2
う減税補てん債	0	67	皆減	う補助費等	1,493	1,599	△ 6.6
う臨時財政対策債	273	302	△ 9.5	う投資及び出資金	123	185	△ 33.3
その他	4,125	3,879	6.3				
う財産収入	379	260	46.0				

19年度

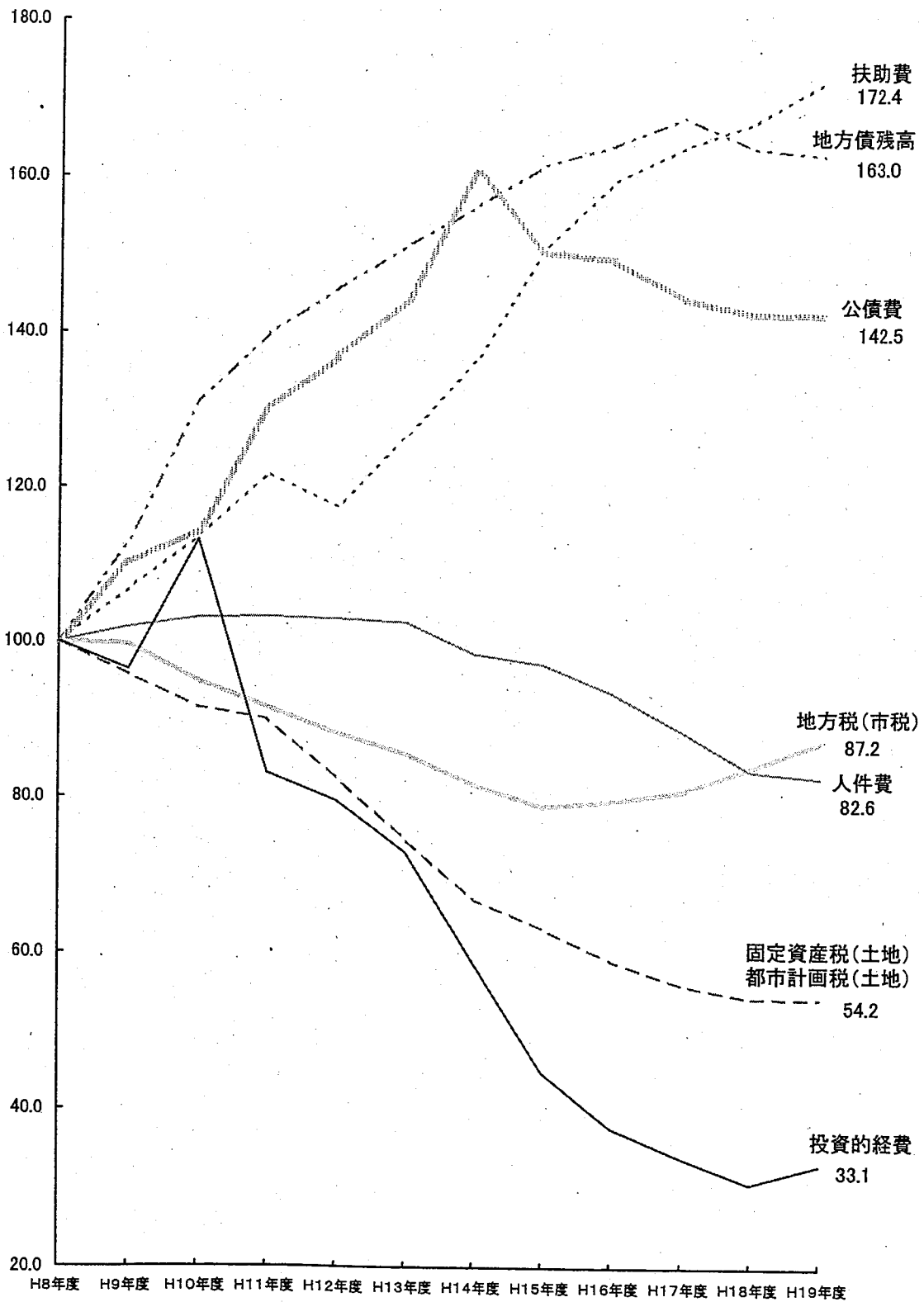
18年度

形式収支 4,003百万円 2,863百万円

実質収支 434百万円 366百万円

經常収支比率 99.9% 99.7%

普通会計決算の推移(H8年度を100とした場合)



市 会 活 動 状 況

年	事項 会期日数	本 会 議 開会日数	議決件数	常任委員会開会日数		6常任 委員 協議会	特別 委員会	運営 委員会
				6委員会	1委員会 平均			
13	86	13	277	102	17.0	0	34	19
14	81	11	258	94	15.7	1	27	16
15	70	11	220	94	15.7	0	17	18
16	114	16	236	114	19.0	4	35	24
17	80	9	332	101	16.8	12	21	13
18	116	14	417	116	19.3	6	43	21
19	72	10	263	91	15.2	1	23	15
平均	88.4	12.0	286.1	101.7	17.0	3.4	28.6	18.0

(注)：特別委員会→(⑬：6委員会) 決算特別委員会(2委員会)、大都市税財政制度確立促進特別委員会

大都市制度行政調査特別委員会、環境対策特別委員会、オリンピック招致特別委員会

(⑭：5委員会) 決算特別委員会(2委員会)、大都市税財政制度確立促進特別委員会

大都市制度行政調査特別委員会、環境対策特別委員会

(⑮～⑰：5委員会) 決算特別委員会(2委員会)、大都市・税財政制度特別委員会、都市再生特別委員会

環境対策特別委員会

(⑱：6委員会) 決算特別委員会(2委員会)、大都市・税財政制度特別委員会、都市再生特別委員会

環境対策特別委員会、市政改革特別委員会

(⑲：5委員会) 決算特別委員会(2委員会)、大都市・税財政制度特別委員会、

環境対策特別委員会、市政改革特別委員会

・上記の特別委員会のうち、決算特別委員会(2委員会)を除く4委員会は、⑪までは特設委員会

請願・陳情受理件数

年 \ 事項	請 願	陳 情
13	28	49
14	30	57
15	24	58
16	22	110
17	10	242
18	28	81
19	17	87

議会活動状況比較表

平成20年9月調査

	人口	議員数 (条例定数)	議員1人 当たり人口	本会議開催状況		常任委員会状況		特別委員会状況		請願・陳情受理件数	
				会期日数	本会議 開会日数	設置数	開会数	設置数	開会日数	請	願・陳情
大阪市	2,651,133	89	29,788	72	10	6	91	5	23	17	87
札幌市	1,898,027	68	27,912	105	24	6	72	3	12	0	22
仙台市	1,030,570	60	17,176	97	33	6	71	7	47	6	28
さいたま市	1,199,891	64	18,748	92	18	6	48	9	35	58	17
千葉市	945,881	54	17,516	82	39	5	31	3	10	11	13
川崎市	1,389,059	63	22,049	111	27	5	162	2	9	28	66
横浜市	3,648,098	92	39,653	89	14	8	126	7	17	57	18
新潟市	811,996	56	14,500	80	21	4	104	6	26	38	9
静岡市	709,772	53	13,392	111	26	6	43	6	19	2	13
浜松市	812,692	54	15,050	96	26	5	59	5	39	1	5
名古屋市	2,246,174	75	29,949	105	27	6	234	6	52	40	14
京都市	1,467,497	69	21,268	96	16	5	92	1	1	293	114
堺市	835,794	52	16,073	115	24	6	28	4	9	4	128
神戸市	1,533,086	69	22,219	90	16	6	48	4	16	39	139
広島市	1,165,976	55	21,200	68	24	6	41	3	11	22	37
北九州市	985,102	64	15,392	70	23	6	86	7	36	30	90
福岡市	1,436,608	63	22,803	56	23	5	82	5	15	61	8
東京都	12,692,117	127	99,938	81	19	9	153	5	65	129	77
大阪府	8,832,712	112	78,864	66	24	8	48	3	8	15	49

(注) 1) 人口は直近の推計人口ベースによる。

2) 特別委員会は、地方自治法第110条により設置されているもののみを記載した(議案審査の特別委員会は除く)。

3) 会議開催状況は、平成19年1月1日～平成19年12月31日までの集計。

4) 大阪市の特別委員会設置数は6(平成19年1月1日～4月29日まで)。